

# 建築基準法等の取り扱い基準

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 2 月 5 日改正

平成 18 年 2 月 20 日改正

平成 19 年 1 月 4 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 申請手続及び用語の定義

### 第 1 申請手続関係

1-1-1 建築主の変更手続きについて（法第 6 条第 1 項）（証明には、長野市手数料条例による手数料が必要。1-1-3 各種証明についても同じ。）

工事完了前に建築主を変更しようとする者は、別記第 1 号様式による「証明願」2 部に確認済証を添えて、長野市長へ提出すること。なお、市街化調整区域の場合は、事前に開発担当と協議すること。

1-1-2 軽微な訂正変更の手続きについて（法第 6 条第 1 項）

軽微な変更で、申請書の一部に訂正を生ずる場合（工事監理者、工事施工者、床面積、建築面積、地名地番、既存部分の訂正等）は、次の各号のいずれかにより手続きをすること。

- (1) 別記第 2 号様式による「変更届」に、必要書類を添えて建築主事へ届け出ること。
- (2) 完了検査申請時に、申請書の「軽微な変更の概要」欄に変更内容を記入し、必要書類を添えて申請すること。
- (3) 変更内容について証明が必要な場合は、別記第 3 号様式による「証明願」2 部に確認済証を添えて、長野市長へ提出すること。
- (4) 工事着手前に計画を中止する場合には、別記様式第 4 号「取止届」を建築主事に提出すること。

1-1-3 各種証明について（法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 10 項、第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 6 項、第 15 条第 1 項、第 18 条第 3 項、同第 16 項、第 87 条第 1 項）

以下の証明が必要な場合は、別記第 5 号様式による「証明願」を長野市長へ提出すること。

- (1) 確認済証等の交付（第 6 号、第 7 号様式）
- (2) 検査済証の交付（第 8 号、第 9 号様式）
- (3) 工事届の届出（第 10 号様式）
- (4) 用途変更の工事完了届の届出（第 11 号様式）
- (5) 確認審査報告があった旨の証明（第 12 号様式）

(6) 完了検査報告があった旨の証明（第 13 号様式）

#### 1-1-4 確認申請時の未定事項について

確認申請時に「未定」としていた「工事監理者」または「工事施工者」は、工事着手前に別記第 14 号様式による「工事監理者・工事施工者届」を建築主事へ届け出ること。

#### 1-1-5 計画変更確認申請について（法第 6 条第 1 項）

- (1) 計画変更確認申請書（正副）及び変更に係る図面の他、建築計画概要書、消防同意書（又は通知書）の提出を必要とする。なお、工事届は不要とする。[工事届の不要について 県/平 11.7.13、11 建第 355 号]
- (2) 計画変更に係る確認申請手数料の床面積の算定方法は、別紙 1 の算定準則による。

#### 1-1-6 中間検査について（法第 7 条の 3）

- (1) 中間検査を行う建築物の構造及び規模は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で、階数が 3 以上かつ延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物とする。[平 22.1.21 長野市告示第 41 号]  
なお、検査対象面積は、各特定工程に該当する部分とし、延べ面積に算入しないピロティも含むものとする。
- (2) 大規模工事で、工区に分けて施工される場合は、工区ごとに中間検査を行う。なお、申請手数料は工区ごとの検査対象面積により算定する。
- (3) 添付書類（長野市建築基準法施行細則（以下「市細則」という。）第 3 条）

##### I 鉄骨造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄骨造中間検査チェックシート（別紙 2）

###### 2 回目（1 階の建方完了）

- ①鉄骨造施工状況報告書（市細則様式第 1 号の 2）
- ②鉄骨造中間検査チェックシート（別紙 2）
- ③基礎コンクリート 28 日強度試験報告書
- ④工場製品の社内検査報告書

##### II 鉄筋コンクリート造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート（別紙 3）

###### 2 回目（2 階床版の配筋完了）

- ①鉄筋コンクリート造施工状況報告書（市細則様式第 1 号）
- ②鉄筋コンクリート造中間検査チェックシート（別紙 3）
- ③基礎コンクリート 28 日強度試験報告書

##### III 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物

###### 1 回目（基礎の配筋完了）

- ① II 鉄筋コンクリート造建築物の 1 回目と同じ

2回目（2階床版の配筋完了）

① I 鉄骨造建築物、II 鉄筋コンクリート造建築物それぞれの2回目と同じ

(4) 溶接工事作業計画書は別紙4とする。

1-1-7 仮使用承認申請について（法第7条の6第1項第1号）

(1) 申請書類は、正・副・消防の各1部、計3部提出すること。

(2) 別紙5の安全計画書を添付すること。

## 第2 用語の定義関係

### 1-2-1 温室について（法第2条第1号）

温室とは、屋根及び壁が透明又は半透明の材料からなる工作物で、太陽光による室温の上昇が植物の栽培等の効用を高めるものであり、屋根及び壁を有することから建築物である。ただし、温室で屋根をビニールなどで覆い、それらが取り外し自由である場合は、建築基準法上屋根とみなさない。なお、独立して野菜、草花等の栽培を目的とした温室（観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用する温室は除く。）は地域の特性を考慮した上で建築物として取り扱わないことができる。[平10年建築主事会議]

### 1-2-2 自動車車庫の解釈について（法第2条第2号、長野県建築基準条例（以下「県条例」という。）第24条、第25条、第35条、第36条）

次の各号に該当するものについては、自動車車庫として取り扱わない[昭36.1.14住発第2号]。ただし、内装仕上げについては、防火上支障のないものとするのが望ましい。

- (1) 側面が開放的であること。・全周長の1/2以上が開放。[県/平5年度ブロック会議]
- (2) 燃料の貯蔵（自動車のガソリタンク内におけるものを除く。）又は給油の用に供しないこと。
- (3) 同一敷地内における床面積の合計が30㎡以内であること。

### 1-2-3 中古車展示場の取り扱いについて（法第2条第2号）

中古車展示用の建築物は、自動車車庫に該当せず店舗である。ただし、防火等の点で支障のないようにすること。[昭39.1.21住指発第8号]

### 1-2-4 農機具修理工場の取り扱いについて（法第2条第2号、第27条）

法第27条の規定による自動車修理工場は、道路運送車両法第77条及び第78条の規定による陸運局長の認証を受けた自動車分解整備事業所（小型特殊自動車及び二輪の軽自動車の分解整備を除く。）の用に供する建築物をいう。よって、農機具修理工場は自動車修理工場には該当しない。[県/昭54.3.23、53建第835号]

### 1-2-5 痴呆性高齢者グループホームの取り扱いについて（法第2条第2号）[平13.日本建築行政会議資料]

施設の規模、配置及び各室の独立性等から判断して建築基準法上の取り扱いを決める。

- (1) 食堂・便所・台所・浴室等が1カ所又は数カ所に集中して設ける場合には、使われ方の類似性から寄宿舎として取り扱う。
- (2) 老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、施設計画上一体となっている場合には、「児童福祉施設等」に含まれる老人福祉施設として取り扱う。
- (3) 各住戸が独立していて、廊下・階段等の共用部分をもつ場合には、共同住宅として取り扱う。

### 1-2-6 地区公民館、地区集会場の取り扱いについて（法第2条第2号、第6条、第24条、第27条、第35条、第48条、県条例）

- (1) 法第6条、第27条関係については、目安として固定席のある場合を集会場として扱うものとする。固定席のない場合でも、一室の面積が200㎡を超えるものは集会場とし

て扱う。

- (2) 法第 24 条については、原則として集会場として扱うものとする。
- (3) 法第 35 条の避難関係の規定については、集会場として扱うが、一室の面積が 200 m<sup>2</sup>以下の場合、令第 23 条、令第 121 条の規定は取り扱わないことができるものとする。
- (4) 県条例の適用については、固定席のないもの又は一室の面積が 200 m<sup>2</sup>以下のものについては、第 28 条及び第 38 条の規定のみ適用する。

#### 1-2-7 宅幼老所の取り扱いについて（法第 2 条第 2 号）〔県／平 16.8.12、16 建第 265 号〕

次の各号のいずれにも該当する宅幼老所については、建築基準法の適用にあたり住宅に係る規定を適用するものとする。なお、この取り扱い基準に該当しない宅幼老所並びに消防法や長野県福祉のまちづくり条例等に基づく関係手続きについては、従来の取り扱いのとおりとする。

- (1) 宅幼老所は、民家等既存建物を活用したものであること。
- (2) 当該用途に供する部分の床面積は、165 m<sup>2</sup>未満であること。
- (3) 当該用途に供する部分は、避難階に存するものであること。
- (4) 改修工事等を行う場合にあっては、当該工事完了後において、安全上、防火上及び避難上の危険性が增大しないものであること。
- (5) 宅幼老所の利用形態は、原則として「デイサービス」施設であること。

#### 1-2-8 川・水面・その他これに類するものについて（法第 2 条、法第 42 条、法第 56 条、法第 56 条の 2、令第 20 条）

- (1) 法第 2 条第 1 項 6 号に規定する川等の空地若しくは水面、その他これに類するものとは、一級河川及び準用河川とする。その他の河川及び用水敷については、その中心線を隣地境界線として扱うものとする。
- (2) 法第 42 条第 2 項に規定する川その他これに類するものとは、河川及び用水敷で実際に水が流れている幅員 1 m 以上のものとする。（別図 1 参照）
- (3) 法第 56 条第 6 項、法第 56 条の 2 第 3 項及び令第 20 条第 2 項に規定する川その他これに類するものとは、河川及び用水敷とする。

## 第2章 敷地と道路

### 2-1 法第42条第2項に基づく道路の種類について（法第42条第2項）

基準時（原則として昭和25年、又は都市計画区域決定の日）以前から建築物が立ち並んでいる次の道路とする。（市細則第13条）

- (1) 旧市道道路台帳で、幅員1.8m以上ある道として取り扱われた市道。
- (2) 新市道道路台帳で、認定幅員1.8m以上及び現況幅員が1.8m以上の市道。
- (3) 赤線（昭57.4.1～）、長野市が所有・管理する農道（昭62.4.1～）で、立会幅員1.8m以上及び現況幅員が1.8m以上の道路。（農道については、事前に管理者と協議が必要。）
- (4) 旧市街地建築物法（大正8年法律第37号）に基づき建築線が指定されている道路。
- (5) その他市長が認めた道路

### 2-2 法第42条第2項に基づく道路の判定について

法第42条第2項に基づく道路に該当するかどうかの判定は、原則として、次の基準によるものとする。

- (1) 市道、赤線または農道については、公図、境界査定及び現況幅員が1.8m以上で、法第42条の道路の取り付けから1.8m以上の幅員が確保されているもの。
- (2) 旧市街地建築物法に基づき建築線が指定されている道路については、現況が明らかであり、指定台帳と一致するもの。
- (3) 幅員が(1)(2)の基準に該当しないものについては、公図、境界査定及び現況の幅員の状況により個別判定するものとする。

### 2-3 法第42条第2項に該当する道路の後退方法について（法第42条第2項）

幅員の判定及び道路後退の方法は、原則として別図1の(1)から(12)までによるものとする。

### 2-4 宅地延長部分（路地状部分）の取り扱いについて（法第43条）

宅地延長部分は、砂利敷等通行可能な状態（階段、開放車庫内部通行可。隣地の建物は不可）とし、敷地面積に算入する。

### 2-5 水路占用許可（水路を横断する場合の扱い）について（法第43条）

- (1) 敷地内を横断している水路で、占用許可があれば一体の敷地として扱うことも可とする。ただし、占用部分は敷地面積に算入しない。[昭38.8.5住指発第100号]
- (2) 道路と敷地の間に水路がある場合は、敷地が道路に接していない為、水路占用許可及び法第43条ただし書きの許可を必要とする。[県/平11.3.31、10建第835号]

### 2-6 街区の角にある敷地に準ずる敷地の指定について（法第53条第3項第2号）

市細則第16条に定める、道路、公園、広場、水面その他これらに類するものとは、下記に該当するものをいう。

- (1) 公園とは、下記①～③の全てに該当するものをいう。

①長野市が所有、管理する都市公園及びその他の公園（児童遊園及び、開発行為によ

り帰属されたものを含む)

②敷地形状は概ね矩形であること。

③遊具・植栽等が設置され、現にその機能を有するもの。

(2) 広場、水面その他これらに類するものとは、一級・準用河川、長野市が所有管理する幅員4 m以上の用水及び線路敷き（高架の部分及び駅舎等に面する部分を除く）をいう。

### 第3章 用途関係

#### 3-1 地区公民館、地区集会場について（法第48条第1項）

地区公民館、地区集会場は、法別表第2（い）項第4号の「学校、図書館その他これらに類するもの」に含まれるものとする。[昭53.8.11住街発第172号]

#### 3-2 冠婚葬祭会館等の扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

- (1) 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域において、建築できない。
- (2) 多目的に使用され、不特定多数の個人や団体に貸し出されるので集会所にあたるが、葬儀場は、葬儀に限って使用されるので集会所にはあたらない。[昭和25年住指発第684号]
- (3) 厨房を備え、飲食を提供するスペースを有する場合は、それは店舗飲食店に該当し取扱うこととなる。
- (4) 不特定かつ多数の人が共同の目的のために一時的に集まるものであり、用途は集会場として扱う。（貸しホール、貸し会議室等も含む）[平10年建築主事会議資料]

#### 3-3 診療所の解釈について（法第48条第1項）

法別表第2（い）項第8号に掲げる「診療所」に家畜診療所は含まない。[県/昭51.9.3、51建第825号]

#### 3-4 スーパー銭湯の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

広範囲から自動車等を利用して来場することを企画したいいわゆる「スーパー銭湯」は、第1種低層住居専用地域で建築可能な「公衆浴場」には該当しない。なお、複合用途の取り扱いについては、各用途で個別に判断する。

#### 3-5 動物病院犬猫診療所兼住宅の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

「理髪店、美容院その他これらに類するサービス業」とは、近隣周辺に住む人が、日常生活に不可欠なもののサービスを指しているが、原則として、動物病院、犬猫診療所は、近隣周辺に住む人の日常生活において、必要不可欠なサービス業には該当しない。

#### 3-6 ペットショップの取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

「日用品の販売を主たる目的とする店舗」とは、近隣周辺に住む人が日常生活に不可欠な品を購入する店舗と考えられるが、ペットショップは必ずしも住居の周辺にある必要はなく、「日用品の販売を主たる目的とする店舗」に該当しない。

#### 3-7 調剤薬局の取り扱いについて（法第48条）[平15年日本建築行政会議資料]

調剤薬局は、原則として「日用品販売店」に該当する。

## 第4章 建築物の面積及び高さ

### 4-1 床面積の算定について（法第92条、建築基準法施行令（以下「令」という。）第2条第1項第3号）

基本的な床面積算定方法は、別紙6〔昭61住指発第115号〕及び別紙7〔昭53県建発第519号〕による。なお、次の各号の算定方法についても留意すること。

- (1) ピロティー・高床式等で、自動車等が入られるものは床面積に算入する。
- (2) ガソリンスタンド等のキャノピーは、端から1m後退した線で囲まれた部分を床面積に算入する。
- (3) カーポート等の床面積は、片持ちであっても駐車するためのスペースで屋根のある部分は、原則として屋根面積を床面積とする。〔誰にもわかる建築法規の手引き〕

### 4-2 ピロティーの床面積について（法第92条、令第2条第1項第3号）

次の各号に該当する場合は、床面積に算入しない。〔昭39.住指発第26号〕

- (1) その周囲の過半の部分で壁のような風雨を防ぎ得る構造の区画を欠き、かつ、居住・執務・作業・集会・娯楽・物品の陳列・保管又は格納その他の屋内的用途を目的としない部分であること。
- (2) その部分の接する道路、又は空地（幅員4m以上の通路・空地）に面していて、それらと一体空間とみなすことができるものであること。
- (3) 常時人又は車の通行が可能なこと。

### 4-3 ロフトについて（法第92条、令第2条第1項第3号）

ロフトは、1室又は2室の空間を一部利用するもので、次の各号に該当する場合は、当該階及びその上の階の床面積に算入しない。

- (1) 就寝又は収納の用途で、当該居室と一体の空間を成し、経常的な居住・作業等に使用しないもの。
- (2) 天井の最高高さが1.4m以下であること。
- (3) 当該居室等と一体構造とし、新たな構造強度の附加を必要としないもの。
- (4) ロフト面積の合計は当該階の床面積の1/2以下であること。なお、小屋裏物置がある場合は、物置も含めて1/2以下であること。

### 4-4 小屋裏物置の取り扱いについて（法第92条、令第2条第1項第3号）〔長野県21建指第281号〕

小屋裏物置の取扱いについては、原則として木造住宅に限定し、別紙8による。

### 4-5 道路斜線について（法第56条第1項第1号、第2項、令第134条第1項）

令第134条第1項の公園・広場・水面その他これらに類するものに、線路敷き及び高架鉄道敷きも含まれるものとする。ただし、プラットホーム、駅舎等に面する部分を除く。

〔昭46.11.19住街発第1164号〕

### 4-6 日影規制における水平距離の範囲について（法第56条の2）

日影規制における水平距離の範囲については、原則として閉鎖方式を採用する。〔参考：

北緯 37° 00' 、東經 138° 15' ]

## 第5章 構造強度等

### 5-1 積載荷重について（法第20条、令第85条）

- (1) 倉庫業を営む倉庫以外の倉庫についての積載荷重は、 $2,900\text{N}/\text{m}^2$ 以上とする。
- (2) 乗用車専用の自動車車庫の積載荷重は、次のとおりとすることができる。  
床用  $3,900\text{N}/\text{m}^2$       ラーメン用  $2,900\text{N}/\text{m}^2$       地震力用  $1,500\text{N}/\text{m}^2$
- (3) 通常、人が使用しない場合の陸屋根でも積載荷重をゼロとせず、設備機器の設置予定や維持修繕工事の際の荷重を考慮し、住宅の1/2程度の積載荷重を設定する。

### 5-2 施行令に定めのない固定荷重及び積載荷重について（法第20条、令第84条、令第85条）

日本建築学会「建築物荷重指針・同解説」、又は「鉄筋コンクリート構造基準付7」による。[平4.5.6 建築構造行政連絡会資料集]

### 5-3 積雪量について（法第20条、令第86条）[市細則第9条]

- (1) 多雪区域は垂直積雪量が1m以上の区域とし、単位荷重は、積雪量1cmごとに  $30\text{N}/\text{m}^2$ 以上とする。
- (2) 積雪量は、長野市街地及び若穂の区域は80cm、犀川以南で標高500m未満の区域は55cm、犀川以南で標高500m以上の区域は70cm、その他の区域は、標高により計算した値とする。

### 5-4 混構造建築物の構造計算について（法第20条）

混構造建築物（1階がS造又はRC造で、2～3階が木造の建築物）の構造計算において、平3.3.27付、住指発第113号の適用範囲内であれば、地震力が低減される場合がある。また、通常の筋かい計算の他に、条件によっては二次設計が必要となってくる場合もある。具体的な計算方法については、「3階建ての混構造住宅の構造設計の手引き」を参考にすること。[県/平4年度ブロック会議]

### 5-5 基礎の凍結深度について（令第38条第3項、第4項、平12年告示第1347号第1第3項第4号）

凍結深度は45cm以上とし、標高が概ね800mを超える地点においては60cm以上とする。ただし、その地点の地盤・気象条件等に基づき算出した場合は、この限りではない。

## 第6章 建築物の防火等

### 6-1 延焼のおそれのある部分の取り扱い(法第2条第6号) [建築物の防火避難規定の解説]

- (1) 附属建築物のうち、自転車置場、平屋の小規模(おおむね10㎡以内)な物置、ポンプ室等で主要構造部が不燃材料で造られたものは、「法第2条第6号ただし書きのその他これらに類するもの」として扱い、本体建築物に延焼のおそれのある部分を生じないものとする。なお、物置の開口部には、防火設備を設けること。
- (2) 公共の用に供する水路及び緑道等は、その中心線より算定することができる。

### 6-2 建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合の扱い(法第22条第1項、第63条) [平14.5.30日本建築行政会議]

法第22条第1項及び法第63条の区域の屋根に、「市街地における通常の火災による火の粉により防火上有害な発炎をしない屋根」として国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等を使用する場合は、「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に供するものでなければならない。

「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途(平12建告第1434号)」に該当するものは以下のものとする。

一号：スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設<sup>(※1)</sup>

(※1) テニスの練習場、ゲートボール場等、スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途をいう。

二号：不燃材の物品を取り扱う荷さばき場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途<sup>(※2)</sup>

(※2) 例としては、以下に掲げる用途が考えられる。

① 通路、アーケード、休憩所

② 十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(床面積が30㎡以下のものに限る。)、自転車置場

③ 機械製作工場

④ 住宅に設ける外気に十分開放された局所的なテラス、バルコニー(床面積に参入されないものに限る)

三号：畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

### 6-3 破風、鼻隠しについて(法第24条、第25条、第62条)

法第24条、第25条及び第62条の規定に基づいて、軒裏に防火構造が求められている場合の、鼻隠し・破風(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造については、次のいずれかとするなど建物内部への炎の侵入を防止する構造とすること。

- (1) 軒裏(外壁)の防火構造に準じた構造とすること。
- (2) 不燃材料で造る、又は覆うこと。

### 6-4 開放自動車車庫の開口部(法第27条、第61条、第62条、第64条)

法第 27 条、第 61 条、第 62 条及び第 64 条の規定により、開放自動車車庫（外壁を有しないもの）の延焼のおそれのある部分の開放部には、「外壁の開口部」に該当するので防火設備を必要とする。ただし、誘導車路その他もっぱら通行の用に供し通常車を駐留させない部分にあつてはこの限りでない。[昭 48.2.28 住指第 110 号]

なお、令第 136 条の 9 及び令第 136 条の 10 の規定に適合している開放的簡易建築物である自動車車庫の場合はこの限りでない。（法第 84 条の 2）

また、自走式自動車車庫（1 層 2 段、2 層 3 段）については、別紙 9 を参照のこと。

#### 6-5 渡り廊下による別棟解釈について（法第 27 条）[県/昭 53.5.19、53 建第 177 号]

もっぱら通行又は運搬の用途のみに供される渡り廊下で接続されている 2 以上の建築物は、次の各号の一に該当する場合に限り、各々別棟として取り扱うものとする。なお、延焼のおそれのある部分の扱いについては、次の(2)号に規定する渡り廊下からもかかるものとする。

(1) 不燃材料で造られた吹き抜け等の開放された平屋建て渡り廊下で接続されている場合

(2) 前号以外の渡り廊下で、次のアからウに適合する場合

ア 渡り廊下の有効幅員が 3 m 以下であり、かつ、長さが 3 m 以上であるもの。（建築物の外壁相互の間隔が 3 m 以上であるもの）

イ 渡り廊下の主要構造部を不燃材料で造り、かつ、室内に面する天井及び壁の仕上げが不燃材料又は準不燃材料で造られているもの。

ウ 渡り廊下が接続する部分の建築物の開口部には、令第 112 条第 14 項に規定する常時閉鎖式の特定防火設備、又は煙感知器連動の特定防火設備により区画されているもの。

#### 6-6 内装制限について（法第 35 条の 2、令第 129 条）

(1) 内装制限を受ける部分で、塗装の下地全面に寒冷沙（目の粗い薄地の綿織物）を使用することは不可とする。

(2) 貸店舗等で、内装制限を受ける部分の仕上げが「別途」での申請は、しないこと。

(3) 薪ストーブを設置した室は、その使用が季節的なものであっても、内装制限の対象とする。

(4) 燃料にペレットを用いる FF 式温風ヒーターについては、化石燃料を用いた FF 式温風ヒーターと同様、内装制限の対象となる火気として取り扱わないものとする。

機器の前面にガラス窓を設け燃焼部分を可視化しているものについては内装制限の対象となる機器として扱う。

#### 6-7 小梁及び斜材の耐火被覆等の取り扱いについて（法第 2 条第 5 号、第 7 号）

耐火構造を要求される建物で、床を支える為に設けた小梁及び鉛直力を負担する筋かいには、耐火被覆等を必要とする。

#### 6-8 準耐火建築物（令第 109 条の 3 第 1 号）について =ロ準耐一号（法第 2 条第 9 号の 3 ロ、令第 109 条の 3 第 1 号）

下地を鉄骨造とし、外壁に ALC 版、押出成形セメント版等を張った場合、これを支持している柱、梁等も耐火時間を確保する必要がある。[建築物の防火避難規定の解説]

**6-9 準耐火建築物（令第109条の3第2号）の防火区画について** =ロ準耐二号（法第2条第9号の3ロ、令第109条の3第2号）

床で水平面積区画をする場合、ALC版、押出成形セメント版等のスラブ形式については、それを支える主要構造部は耐火被覆等を必要とする。

**6-10 鉄骨階段について**（法第2条第9号の2、第9号の3）

耐火・準耐火が要求される建築物の鉄骨階段の床に、カーペット・じゅうたん等を直に敷いたものは不可とする。

**6-11 令第114条の界壁及び防火上主要な間仕切壁について**（法第36条、令第114条）

令第114条の界壁及び防火上主要な間仕切壁は、原則として法第2条第五号の規定による主要構造部として取り扱い、範囲は次のとおりとする。[建築物の防火避難規定の解説]

- (1) 学校にあっては、教室等相互を区画する壁及び教室等と避難経路を区画する壁。ただし、教室と廊下の間を既製不燃パーティションパネル等で区画されているものは、防火設備を設けた開口部として扱うことができるが、天井裏については構造規制をうける。
- (2) 病院・診療所・児童福祉施設等、ホテル・旅館、下宿及び寄宿舎にあっては、病室、就寢室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下（100㎡を超える室にあってはこの限りでない。）に区画する壁及び就寢室等と避難経路を区画する壁。なお、病室や就寢室等以外の室（火災発生が少ない室を除く。）も同様とすることが望ましい。
- (3) マーケットにあっては、店舗相互間の壁のうち重要なもの。
- (4) 火気使用室とその他の部分を区画する壁。

**6-12 防火構造の外壁に木材等を施す場合の取扱について** [平成12年5月24日建告第1359号・1362号]

見付面積の1/3以内かつ意匠的に用いる場合については支障がないものとする。（この場合、告示仕様に示された構造方法の表面に貼る場合に限る。）

**6-13 22条地域内の屋根について**

バルコニー・テラスで下に屋内部分がある場合は屋根として扱うものとする。

屋根にすのこを設置した場合、可動式のものを除き、不燃材料で造るものとする。

**6-14 23条の外壁の範囲について**

外壁の範囲は、原則として屋根に接する部分までとする。

## 第7章 建築物の避難施設等

### 7-1 無窓居室の扱いについて（法第35条、令第116条の2、令第126条の2、令第126条の4）

- (1) 個人病院・診療所のレントゲン室等（継続して使用しない小規模なものは除く）、及び印刷所の写植暗室については、排煙・非常照明を必要とする。
- (2) 社寺本堂の内陣・外陣については、原則として居室扱いはしないものとする。
- (3) 令第116条の2第1項第2号の「開放できる部分」は、日常的に開放できる状態にある部分をさすものとする。[県／平5年度ブロック会議]

### 7-2 屋外避難階段の開放性について（法第35条、令第123条第2項）

少なくとも周囲の1/2以上が外部に面して開放しており、腰壁以外（当該天井高さの1/2以上の部分）の部分は、吹きさらしであることを原則とする。ただし、階段内に流入した煙が十分に屋外へ排出できる形状の格子等（パンチングメタル等板状のものは除く）で囲まれ、その部分に令第126条の6第1項第2号と同等の（容易に進入可能な構造の）開口部を設置した場合は、屋外避難階段とみなす。

### 7-3 排煙設備について（法第35条、令第126条の3）

- (1) 機械排煙設備の排煙口は、手動開放装置の他に煙感知器連動で作動することを原則とする。
- (2) 梁・壁等で梁幅が1m以下の場合、防煙壁として扱うことは可とする。梁幅が1mを超えるものは、梁下に防煙壁を設けること。
- (3) 居室の排煙を、安全次数の異なる廊下・通路を介して取ることは避難上支障をきたすので望ましくない。[建築物の防火避難規定の解説]
- (4) 告示第1436号第4号ハ（四）の取り扱い [建築設備設計・施工上の運用指針]
  - ア 出入り口の戸の上部に50cm以上の防煙壁（不燃性の戸で常閉の場合は30cm以上）を有すること。
  - イ 室及び居室は壁又は建具で仕切られていること。
- (5) 自然排煙口の隣地境界線等との有効水平距離は25cm以上とし、排煙上支障のない空間とすること。[建築物の防火避難規定の解説]
- (6) 自然排煙口の有効開口面積は、別図2のとおりとする。[建築物の防火避難規定の解説]
- (7) 可動防煙たれ壁の丈は50cm以上とすると共に、作動後において床面から1.8m以上の空間を確保すること。[建築設備設計・施工上の運用指針]

### 7-4 非常用照明について（法第35条、令第126条の4）

- (1) 夜間に使用する学校等の居室・廊下・階段・通路には、非常用照明の設置を必要とする。[建築物の防火避難規定の解説]
- (2) ショートステイ型の老人ホーム等の居室は、病院の病室その他これらに類する居室とはみなさない為、非常用照明の設置が必要となる。
- (3) 採光上無窓の居室から、避難経路として他の居室を経由する場合には、その居室が有

効採光を確保していても、その避難経路にあたる部分には、非常用照明の設置が必要となる。[建築物の防火避難規定の解説]

(4) 非常用照明の図面には内蔵バッテリー型か、別置型の区別を明示すること。

#### 7-5 非常用進入口について（法第 35 条、令第 126 条の 6）

(1) 非常用進入口に替わる窓（代替進入口）等は、原則として内開き又は引き違い（外部から開放できるもの。ただしバルコニー付きは除く）とすること。

(2) 非常用進入口の設置規定における路地状敷地の取り扱い [平 5. 12. 13 建設省事務連絡]  
ア 道から非常用の進入口等までの延長が 20m 以下であること。

イ 地階を除く階数が 3 であること。

ウ 特殊建築物の用途に供するものでないこと。（長屋も不可；長野市付加事項）

エ 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む。）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。

#### (3) 進入を妨げる構造について

- ・ 網入ガラス入りの引き違い窓及び開き窓は進入を妨げる構造には該当しないものとする。
- ・ 合わせガラスを用いる場合は、技術的助言を参考とする。

## 第8章 敷地及び建築物の環境衛生

### 8-1 雨水の流出抑制について（法第19条第3項）

- (1) 長野市建築物防災指導要綱による雨水処理の対策を講ずること。
- (2) 雨水貯留施設助成制度（河川課）による助成金の利用などにより、積極的に雨水の流出抑制に努めること。（平14年10月から長野市全域を対象とした制度）

### 8-2 採光について（法第28条）

- (1) 2室を一室とみなす場合  
開放される部分の幅が1.8m程度以上、かつ、間口幅の1/2以上が随時開放できるふすま等で仕切られた2室は、採光上一室とみなす（別図3）。[平12.日本建築主事会議]
- (2) 住宅等の厨房・台所（10㎡程度まで）は、採光上居室として扱わないものとする。
- (3) サービスルームという名称は、その用途が不明確であるため、物置、納戸等の名称及び用途にすること。[建築法規の実務1]

### 8-3 便所の換気について（法第36条、令第28条）

簡易水洗については、申請書第四面15欄「汲み取り」又は「浄化槽へ放流」と記入し、換気については水洗便所と同等に扱うものとする。

### 8-4 小学生を対象とした学習塾の階段について（法第36条、令第23条）

令第23条による小学校における児童用のものと同程度とすること。

## 第9章 建築設備

### 9-1 避雷設備のただし書きの適用について（法第33条）

既存建築物の避雷針からの保護角度範囲内で保護できる場合は、別棟であっても同一敷地建築物群として取り扱うことができる。

### 9-2 エレベーター機械室の天井が傾斜している場合の取り扱いについて（法第34条、令第129条の9）

巻き上げ機、制御盤等は天井高2m以上の箇所に設置することとし、機械室の床面積は天井高1.8m以上の部分で算定すること。

### 9-3 法第28条の2第3号の規定の基づく換気設備について

換気設備を設置する場合に、次の項目にも留意するものとする。

- ・24時間運転すること。
- ・開き戸を換気経路に設置する場合は、アンダーカットを10mm程度確保とすること。

## 第10章 その他

### 10-1 都市計画法施行規則第60条証明の添付について

(ア) 市街化調整区域:60条証明添付必要とする。(宅地分譲の場合は、各宅地ごとの証明添付とする。)

(イ) 市街化区域:敷地面積が1,000㎡以上の場合、原則として60条証明は必要とする。ただし、前回の建築確認等により、区画形質の変更が無いことが確認できる場合は省略することができるものとする。

(ウ) 建築確認申請書には60条証明に係る関係書類一式を添付するものとする。

### 10-2 無料住宅相談窓口について

無料で住宅相談を次のとおり行っています。

- もんぜんぷら座4階市民相談室
- 毎週月曜日午後1時30分から4時まで(予約不要)

### 10-3 市民相談窓口について

近隣間のもめごとなど、日常で生じる様々な問題にお困りの方に、法律の専門家が面接による相談を無料で行っています。

問い合わせ先:長野市消費生活センター(もんぜんぷら座4階)

### 10-4 登記(表示・保存)に必要な書類について

- 確認申請書(確認済証)の正本
  - 施工業者からの工事完了引渡し証明書
- ※検査済み証は絶対に必要な書類ではない。

### 10-5 建築基準関係規定ではないが、密接に関係する条例及び要綱について

- 長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例
- 長野市建築行為に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱
- 長野市建築物防災要綱